

読書コーナー

怪物に出会った日/ 井上尚弥と闘うということ

著者：森合 正範
出版：講談社

皆さんは自分の思いを他者に的確に伝えることが出来るでしょうか？

著者は、長年ボクシングの試合を記事にしているプロの記者です。

現WBAスーパー・WBC・IBF・WBOスーパー世界スーパーバンタム級統一王者である井上尚弥は、圧倒的な実力と完璧なボクシングスタイルから『日本ボクシング史上最高傑作』と呼ばれており、世界で最も権威あるアメリカのボクシング専門誌「ザ・リング」が格付けするパウンド・フォー・パウンドランキングにおいて、日本人として初めて1位の評価を受けました。毎試合、圧倒的な強さを見せつける井上選手の試合の記事を書くたびに、「自分は井上選手の本物の強さを伝えられているのか？」と不安になるそうです。その「不安」が「怖さ」となった試合が訪れます。2018年10月7日、ボクシングのバンタム級最強を決めるトーナメント「ワールド・ボクシング・スーパー・シリーズ(WBSS)」の1回戦であるとともに、WBA世界バンタム級タイトルマッチ、王者の井上尚弥と元世界王者で挑戦者ファンカルロス・パヤノ戦が横浜アリーナで行われました。日本人選手の世界戦最速勝利記録70秒で井上勝利。相手は元世界王者であり「噛ませ犬」ではありません。この強さをどう伝えれば良いのだろうか？その悩みを編集者に打ち明けたところ「だったら、対戦した選手を取材したらどうですか」と助言をもらいます。実際に拳を交えた選手に、井上尚弥の強さを聞く。あるものはチャンピオンの道を閉ざ



され、あるものはチャンピオンの座から引きずり降ろされた敗戦。ボクサーにとって一試合の敗戦がどれほど重いのか。果たしてインタビューに応じてくれるのか？本書では11人の証言を取り上げています。ここで、河野公平選手のエピソードに触れさせてください。元WBA世界スーパーフライ級王者、河野公平選手は井上戦のオフアーが届いたと妻に伝えます。妻は「井上君だけはやめて!」と懇願しますが、河野選手は「強い相手と戦ってこそ世界チャンピオン」「これはチャンスなんだ」とオフアーを受けます。

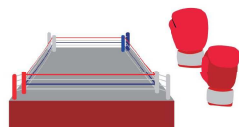
河野選手がファーストコンタクトの印象を振り返ります。

「すぐに今まで闘ってきた世界王者とは全然レベルが違うと分かりました。ジャブが速くて強い。出てくる角度はそれぞれ違うし、まるで矢が飛んでくるような感じで伸びてくる。あれは普通の選手の左ストレートですよ。たまに出してくる右ストレートの威力はその3倍くらいありました」結果は6ラウンド1分1秒TKO。試合後、奥さんと車で帰る途中、河野選手は、負けてしまったが燃え尽きることが出来た、やり切ったという満足感で一杯だった。妻は最強の怪物に果敢に向かっていく夫をカッコ良しと思い、そこに惚れ直した。

試合には負けてしまったが、二人とも勝ったような感情になっていたと言えます。

敗者それぞれに人生があり、ドラマがあります。11人への素晴らしいインタビューの数々に感動を禁じ得ません。ボクシングに興味のない方にも是非読んでいただきたい作品です。

(文責：平野)



編集後記

6月といえば梅雨。
雨の日が多くなり気持ちがいそいそ時期となりますが、日本の風物詩として楽しみたいですね。

かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

■かなた税理士法人 TEL:027-361-5568

■群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040

■相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-5591 URL: http://www.takahashi.co.jp/ E-mail: info@takahashi.co.jp



所長挨拶

初夏の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

山本知事が、群馬県民会館を廃止するとの方針を発表しました。ここ数年、存続か廃止かについて様々な議論が行われ、また利用者団体からの反対運動も強まる中で、発表

表でした。確かにバリアフリーに関する構造的な問題や多額の改修費用の問題もありますが、県都前橋市のホール不足、集会場不足は市民の文化活動に大きな支障となっており、これも事実です。さらには日本を代表する建築家一人である岡田新一氏による設計という、建築物そのものの価値もおもろそかにはできません。

一方で県民会館より10年早い1963年に開館した高崎市の群馬音楽センターは、様々な小改修を加えながら、また利用者自身によるバリア克服の工夫と努力を重ねながらホールの利用を継続しています。さらに県外ではありますが、群馬音楽センターと同年に開館した上野の東京文化会館は、来年から2年

間の大改修を行って存続・利用されることが決定しています。

諸事情が異なることはもちろんですが、多くの県民の利用価値や建築物そのものの文化的価値を考えた時、今回の知事の方針決定には疑問が残ります。

今後の議会でのさらなる議論を望むところです。

閑話休題(それはさておき)

今月号の私の写真は、事務所の玄関前で撮ったものです。ちょうど植え込みのサツキのピンクの花が満開で、昨年新たに植えてもらったアオダモの木には青葉が茂っています。アオダモの木は、20年前に今の問屋町の事務所前に引っ越ししてきたとき、玄関前にシンボルツリーとして植えたツリハナシの木が昨年の暑さで枯れてしまったため、秋に植え替えたものです。丸坊主の状態を冬を越し、今年の4月には真っ白な穂のような花をいっぱいにつけました。今や二代目のシンボルツリーとして玄関前でお客様や社員をお迎えしています。これからのさらなる成長を楽しみます。

5月中、爽やかなはずの五月晴れの日は何日もなく、6月に入ればさっそく梅雨空が続く気配です。

皆さまにはご健康に十分留意され、お元気に毎日を過ごされますよう、心からお祈り申し上げます。

Contents

- P1 所長挨拶・目次
- P2 税務トピックス
- P3 Q&Aコーナー
- P3 将軍の日

- P4 読書感想文
- P4 編集後記



かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

知らないで損する!?

お金や税金ニュース

【基礎控除の特例】税制改正によって
「年収の壁」はさらに複雑化へ

かねてより就業調整の原因のひとつとして挙げられていた「年収の壁」見直しについて、最終的には「年収160万円の壁」が設けられることとなりました。ただし、今回の改正によって、所得状況によって基礎控除額が細分化され、所得税計算の複雑さにますます拍車がかかっています。

給与所得控除の最低保障額は10万円引上げへ

給与所得の計算上、給与収入から控除される「給与所得控除」については、最低保障額が改正前の55万円年収1625万円以下の場合から10万円を増額し、令和7年分からは65万円年収190万円以下の場合となります。

また、令和8年分以降の個人住民税についても同様の改正内容が適用されます。

なお、給与所得控除の最低保障額が増額されることで、配偶者控除や扶養控除に関する合計所得金額の要件もそれぞれ引き上げられます。

基礎控除額は所得に応じて一定額を加算

2025年度税制改正大綱では、基礎控除額について、以下の改正内容が示されました。

■基礎控除の改正

合計所得金額	改正前	改正後
2,350万円以下	48万円	58万円
2,350万円超2,400万円以下		48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	
2,450万円超2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	ゼロ	

その後、2025年予算案によって、合計所得金額が655万円以下の場合には、「基礎控除の特例」として、改正後の基礎控除額58万円に対し、さらに下表の控除額が加算されます。

■基礎控除の特例

合計所得金額	基礎控除額 (改正後)	加算額	加算後の 基礎控除額
①132万円以下	58万円	37万円	95万円
②132万円超336万円以下		30万円	88万円
③336万円超489万円以下		10万円	68万円
④489万円超655万円以下		5万円	63万円

なお、①については恒久的な措置ですが、②～④については、令和7～8年の2年間限定の措置となります。

また、個人住民税については、所得税のような基礎控除額の改正は行われません。

長らく関心を集めていた

「年収の壁」問題ですが、最終的には複雑な所得制限に基づいた「基礎控除の特例」が設けられることとなりました。

令和7年分の所得税から適用されるため、年末調整業務においては、正確な年収や所得の把握が必要不可欠となるでしょう。

Q & A コーナー

「どうしよう?」にお答えします!



Q 会計事務所の職員です。担当している会社(3月決算で、法人税法上の中小企業者等に該当します)の令和7年3月期の法人税申告において、いわゆる中小企業向け賃上げ促進税制の適用を受けることを検討しています。そこでお聞きしたいのですが、上記の適用を受けた場合、地方税の法人税割の課税標準となる法人税額は、税額控除適用前と法人税額と税額控除後の法人税額のどちらになるのでしょうか。教えてください。

A ご相談の場合、中小企業向け賃上げ促進税制の規定による税額控除後の法人税額が地方税の法人税割の課税標準となります。詳細は下記解説をご参照ください。

【解説】

1. 中小企業向け賃上げ促進税制(令和6年4月1日～令和9年3月31日開始事業年度)の概要

法人税法上、中小企業者等が、平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、その事業年度においてその中小企業者等の雇用者給与等支給額からその比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合(雇用者給与等支給増加割合)が1.5%以上であるときは、原則として、その中小企業者等のその事業年度の所得に対する調整前法人税額から、その中小企業者等のその事業年度の控除対象雇用者給与等支給増加額に15%を乗じて計算した金額(中小企業者等税額控除限度額)を控除(税額控除)すると定められています(※)。

(※) 中小企業者等税額控除限度額が、その中小企業者等のその事業年度の所得に対する調整前法人税額の20%に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、その20%に相当する金額が限度となります。

2. 中小企業向け賃上げ促進税制の適用を受けた場合における地方税法人税割の課税標準の取扱い

地方税法では、(法人税法上の)中小企業者等の平成30年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、その事業年度の法人税額について上記1.の規定により控除された金額がある場合における地方税の法人税割の課税標準の規定の適用については、上記1.の税額控除後の法人税額が法人税割の課税標準となると定められています。

したがって、ご相談の場合、上記1.の規定による税額控除後の法人税額が地方税の法人税割の課税標準となります。



将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見極め戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れた環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、「将軍の日」と命名されました。

【受講料】

55,000円(税込)/名
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ: かなた税理士法人

027-361-5568 担当: 森平



先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営Tasseiとはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分を、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込) から